

## 公開概要書

受付日	令和6年6月7日	回答日	令和6年6月24日	担当課	農業委員会
意見等の内容	<p>益田市で農地法の4, 5条許可申請を行う際、農業委員会の窓口書類を提出する前段階で、申請しようとする個人が土地改良区の支部長宅に赴き判をもらって、その後土地改良区に出向いて意見書をもらっている。それから窓口で申請となっており、市民が個人で申請できる運用ではないと思う。</p> <p>浜田市や江津市では、窓口での申請時、土地改良区への意見書は求められていない。なぜ、益田市はこのような運用になっているのか。</p> <p>申請者個人が土地改良区への意見書をもらいに行くというのは明らかに運用としておかしいと思う。</p> <p>窓口で受け付けた後、内部で土地改良区の意見書を求める運用にすれば、市民の申請負担は減り、より農地の有効活用にもつながると思う。</p>				
回答の内容	<p>「農地転用の申請」に関することにつきましては、益田市農業委員会において執行しておりますので、益田市農業委員会会長からご回答を差し上げます。</p> <p>(益田市農業委員会からの回答)</p> <p>・農地法第4条申請及び農地法第5条申請に伴う土地改良区の意見書の提出について</p> <p>土地改良区の意見書の添付は、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定に基づき、転用許可申請の際に必要な添付書類と定められていることから意見書の提出を求めています。</p> <p>なお、意見書の取り扱いについて益田市土地改良区に確認したところ、農地法第4条申請及び農地法第5条申請は地区除外を伴うため、「益田市土地改良区地区除外等処理規定」に基づき、当該土地組合員による地区除外申請の手続きが必要との回答でございました。</p> <p>・申請の簡素化について</p> <p>農地法に伴う申請書類の作成には、多大な時間と労力を伴うことは理解しております。近年では、令和4年3月31日付で農林水産省農村振興局長より「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」の通知もあり、当農業委員会においても申請にかかる添付書類の見直しを進めているところでございます。</p> <p>しかしながら、農地に関する申請書類の作成は申請者本人または法律で認められた代理人(行政書士)に限られていることから、農業委員会が代理で申請書類を作成することは致しません。個人においての申請書類の作成が困難である場合は、行政書士に依頼してみてもはいかがでしょうか。</p>				